

海老名市監査委員告示第 11 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成18年5月25日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成18年 7月21日

海老名市監査委員 三田 弘道

第1 請求の受付

- 1 請求人
(略)
(略)

- 2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成18年5月25日これを受理した。

- 3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

(要 旨)

海老名市の市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、議会事務局等が、平成17年度に市から補助金及び委託金の交付を受けている任意団体の事務局を各所管課内に設置し事務事業等の代行を行わせたことは、地方公務員法（以下「地公法」という。）第35条に違反し、行政の合理化や効率化に取り組む責務を怠り、弊害及び損失を与えている。

平成18年3月22日付で海老名市長宛に調査依頼した結果、平成18年3月30日現在、補助事業で11任意団体、委託事業で30任意団体の事務局が行政内にあることが報告された。また、議会事務局の議員会及びさつき会の2団体は、会員への連絡調整や会計処理等の事務処理全般を議会事務局が全て行っている旨明言されている。よって、任意団体数は合計43団体(A)ということになる。

補助事業等の任意団体の事務局を市長部局等の各所管課内に置いて事務処理等を行う上では、事務局長と事務員の最低2名が配置されるのが慣例とされている。又、事務分掌上から本来業務を離れて任意団体の事務処理等を行う割合は、平均的に事務局長が3%、事務員が6%と预料されるのが一般的である。

平成17年12月15日発行広報えびな第835号(資料-3)の市職員の給与状況によると、給料+職員手当+期末・勤勉手当の合計を職員数で割った平

均給与費は7,445千円(B)とあり、任意団体の事務処理等に係わる金銭的な損失は、下記の合計28,812,150円と推察され税金の違法行使も甚だしいといわざるを得ない。

$$\begin{aligned} & (\text{事務局長} = (A) \times (B) \times 0.03 = 9,604,050 \text{ 円}) \\ + & (\text{事務員} = (A) \times (B) \times 0.06 = 19,208,100 \text{ 円}) \end{aligned}$$

市長部局等の長に対して、地公法第35条の条文に則り可及的速やかに善処すべく是正させると共に、市長部局等の長を含めた関係者一同に対し必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件監査において重田保明監査委員は地方自治法（以下「法」という。）第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため関与していない。

2 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、添付資料から判断して、補助金及び委託金の交付を受けて補助事業等を行っている団体（以下「団体」という。）の事務局が各所管課内に設置され、その事務事業等に職員が従事することは、地公法第35条に定める職務専念義務に違反しており、関係職員に支払われた給与は違法な支出であるか。また、これにより、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

3 監査対象部局

措置請求書及び添付資料-2より特定される本件団体（40団体）の所管課である市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、議会事務局の関係職員

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成18年6月27日に陳述の機会を設けた。

5 請求人より事実証明書として提出された資料

資料-1 平成18年3月22日付 海老名市長宛調査依頼「行政以外の事務を行うため所管課に事務局を置いている任意団体の調査依頼について」

資料－２ 平成 18 年 3 月 30 日現在 団体名、所管課及び補助金・委託料の別を記載した一覧表

資料－３ 平成 17 年 12 月 15 日発行広報えびな第 835 号

6 職員の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 18 年 7 月 10 日に総務部参事兼職員課長から事情を聴取した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

請求人からの資料－２に記載された団体について、規約等の上での「事務局」の規定によると、所管課内へ置くとするものが 21 団体（以上は、下記「理由」の表中に○印を付したもの）、会長の指定するところとするものが 2 団体、会長の属する事業所とするものが 1 団体、会長又は委員長宅とするものが 10 団体、規約等がないものが 5 団体、規約等はあるが事務局の条項のないものが 1 団体となっていた。

2 監査委員の判断

本件措置請求については、次のように決定した。

今回の、補助金及び委託金の交付を受けて補助事業等を行っている団体の事務局が各所管課内に設置され、その事務事業等に職員が従事することに係る措置請求については、違法又は不当な財務会計上の行為を行い、市に損害を与えたという事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

判断に至った理由は以下のとおりである。

「理由」

地公法第 35 条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されている。

当該地方公共団体がなすべき責を有する職務とは、市の業務だけに限定されるものではなく、市以外の業務については、当該団体等の業務が公務と同一視できる程度の公共性・公益性がある場合を含むと解される。

以上のことから、団体事務に従事することの違法性の適否について市の業務又は市の業務と同一視できるものであるかどうかを検討したうえで、判断すべきであるので以下のとおり検証した。

なお、該当する 40 団体への職員の関与や従事内容・時間数・職員数及び給与の支給については、請求人の措置請求書と陳述から個別的・具体的に財務会計上の行為として摘示されていない。このため団体の設立目的、活動内容等から下記のとおり 4 つに類別し、団体事務従事の根拠等について判断することが相当と思料した。

まず第一に、法令等により市からの委嘱、市の推薦により国から委嘱を受けた委員等で構成する団体である。(以下の表はいずれも平成 17 年度の状況)

課名	団体名	規約等上所管 に事務局設置	委託料・補助金の別
広聴相談課	海老名市相談委員協議会		補助金
生活安全課	海老名市交通指導員協議会	○	補助金
福祉総務課	海老名市民生委員児童委員協議会	○	補助金
予防課	海老名市婦人防火クラブ		委託料
青少年課	海老名市青少年指導嘱託員連絡協議会	○	委託料
スポーツ課	海老名市体育指導委員協議会	○	委託料
選管事務局	海老名市明るい選挙推進協議会		委託料

これらは団体独自の活動よりも市民生活に直結する任務の遂行や市からの委託事業の実施がほとんどであり、市の行政運営に寄与している。団体事務への職員の関与は、団体としての活動内容が行政との一体性が強く、行政運営の補完的役割を果たしており、その行為が地公法第 35 条に違反しているとはいえない。

次に、各地域に設置されている単位団体などで構成する連合組織としての団体である。

課名	団体名	規約等上所管 に事務局設置	委託料・補助金の別
市民協働課	海老名市自治会連絡協議会		委託料

高齢福祉課	海老名ゆめクラブ連合会		委託料・補助金
生涯学習課	海老名市コミセン講座等運営委員会連合会		委託料
青少年課	海老名市子ども会育成連絡協議会		委託料・補助金
青少年課	海老名市青少年健全育成連絡協議会	○	委託料
スポーツ課	海老名市体育協会		委託料
文化財課	海老名市はやし保存連絡協議会		補助金

これらは全市的な事業を展開するとともに長年行政のパートナーとして行政の事業に協力をしている。単位団体の会員は主に市民であり団体が実施する事業も市民を対象にしたものであるから、公共性、公益性のある活動を行う団体である。連合組織であるため、団体の財政規模の問題等で事務を行う人材の確保が難しく、事務を自主的に行える体制が確立していないなど問題がある。こうした現状から人的支援をすることで団体の活動の活性化を図り、ひいては市の施策の推進につながっていると認められ、市職務の範疇にあると解される。

次に、イベント事業を実施するに当たり行政主導で設置された団体である。

課名	団体名	規約等上所管 に事務局設置	委託料・補助金の別
生活安全課	海老名市交通・防犯市民のつどい実行委員会	○	委託料
市民協働課	えびなふるさとまつり実行委員会	○	委託料
市民協働課	海老名市平和都市宣言 20 周年記念事業実行委員会	○	委託料
福祉総務課	ふれあいえびな福祉大会実行委員会	○	委託料
障害福祉課	海老名市・座間市二市合同障害者運動会実行委員会		補助金
商工課	海老名市産業まつり実行委員会	○	委託料
公園緑地課	海老名市緑化まつり実行委員会		委託料
生涯学習課	公民館まつり実行委員会	○	委託料
青少年課	ふれあいスポーツ交流大会実行委員会		委託料
青少年課	海老名市成人式運営委員会		委託料
青少年課	はつはるまつり実行委員会		委託料
スポーツ課	えびな市民ウォーク実行委員会		委託料
スポーツ課	海老名市スポーツ・レクリエーション フェスティバル実行委員会	○	委託料
スポーツ課	海老名市駅伝競走大会実行委員会	○	委託料

これらは、行政が目的を達成するための手法として組織しているものである。よって団体事務はおのずと事業を所管する課が担当することになり、事務局に

従事する職員の事務は、職務の一つとして位置づけられている。

市民参加の事業を実施するには、行政だけの企画・運営では限界があるが、当該団体との連携・協力により、市民の観点から意見を集約し企画した中で集客効果を高めている。また、事業の弾力的な運営と予算の柔軟な執行が図られることから、実行委員会形式で団体を設置するものである。以上のことから、これら団体の事務は市の行政上の目的と合致する事務であり、職員が従事することは職務と解される。

次に、上記の3つの分類に属さない団体で、全市的な市民団体や分野別団体などである。

課名	団体名	規約等上所管 に事務局設置	委託料・補助金の別
職員課	海老名市職員親睦会	○	委託料
生活安全課	海老名市交通安全対策協議会	○	委託料
生活安全課	海老名市防犯協会	○	委託料
市民協働課	白石・海老名友好親善交流協会	○	委託料・補助金
市民協働課	海老名市文化会館事業協会	○	補助金
農政課	海老名市農業後継者対策協議会		委託料
環境保全課	えびな環境市民会議		委託料
公園緑地課	海老名市緑化推進協議会		委託料
予防課	海老名市危険物安全推進協議会		補助金
学校教育課	海老名市立学校教職員互助会	○	補助金
議会事務局	海老名市さつき会	○	なし
議会事務局	海老名市議員会	○	なし

これらは、行政運営と関連する事業の実施などを目的に市が関与して設立された団体であり、行政需要が多様化する中で施策の円滑な推進のため補完的役割を果たしている。よってこれら団体の事務に従事することは、職務専念義務に違反しているとはいえない。

措置請求書に挙げられている海老名市議員会、海老名市さつき会については、海老名市議会事務局の組織等に関する規程第2条第1項第3号に沿ったものであり、担当事務として位置づけられている。

海老名市議員会は、議員の共済と研修を目的に設置され、これら団体の事務は市の行政上の目的と合致する事務であり、また、海老名市さつき会は、現職議員、市長等とその経験者で組織する会で、市政についての意見の交換等を行

い、市政の発展に資することを目的とする団体であり、市の職員がこれらの事務に従事することは、職務の一環と考えられる。

上記の団体は、市の行政目的達成のため、市が実施するよりも団体のほうが効果的かつ効率的に実施できるとして委託しているものや、公共性・公益性のために活動している団体に財政的援助をすることで市の施策の推進を補完する役割を担っているものであり、所管との緊密な連絡調整のもとに事業効果を上げている。よって団体の事務は、市がなすべき責を有する職務といえる。これらの事務は市の行政組織規則に沿うものであり、かつ各課の事務分掌にも規定されていることから職務の範囲内と認められる。また地公法第 32 条では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務について規定されており、団体への事務従事は市の職務として職務命令によって遂行されている。

従って、地公法第 35 条に違反するものではなく、給与の支給を違法、不当とする根拠はない。

以上のことから本件措置請求は理由がないものと判断した。

〔付 言〕

職員の団体事務の関与については、職務の範囲として地公法第 35 条の規定に沿って遂行されてきたところであるが、今後とも団体の存続意義や市との役割分担について、時々々の社会情勢等と照らし合わせ検討を行い、公務の効率的な執行が確保されるようさらに努められたい。